

時短や外出自粛等の影響を受けた 道内事業者の皆様へ

国の一時支援金

申請はお済みですか？

「道内事業者の皆様も申請できます」

特に、旅行関連事業者の皆様の
申請に必要な書類が大幅に簡素化されています！

中小法人 上限**60**万円 個人事業者 上限**30**万円

申請をお考えの方は、まずは下記連絡先までご相談ください

お問い合わせ

【一時支援金事務局】

0120-211-240

※申請の受付は
5月31日(月)までです

03-6629-0479

※IP電話等からのお問い合わせ先
(通話料がかかります)

時短や外出自粛等の影響を受けた 道内事業者の皆様へ

国の一時支援金の対象にならない方は、

道の特別支援金 ぜひ、ご活用ください

対象

- ① 時短対象飲食店等との取引がある事業者
または
- ② 外出・往來の自粛要請等による影響を受けた事業者

金額

中小法人 **20**万円 個人事業者 **10**万円

お問い合わせ

申請をお考えの方は、まずは下記連絡先までご相談ください

【道特別支援金コールセンター】 **011-351-4101**